平成２８年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市須佐町14番35号　エクセルハイツ101、前住所長崎県佐世保市原分町487番地１
債務者　恋塚　修司
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市花高３丁目６番４－106号、前住所長崎県佐世保市花高３丁目６番２－503号
債務者　原　　克代
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
愛知県豊川市瀬木町替田７番地の48、従前の住所愛知県新城市上平井396番地４
債務者　松井　則幸
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３９号
愛知県豊川市瀬木町替田７番地の48、従前の住所愛知県新城市上平井396番地４
債務者　松井美枝子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２０４０号
横浜市中区扇町２丁目３番地１　エスト・グランディール横濱関内602号室
債務者　林　　洪
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７２号
横浜市戸塚区平戸町423番地５
債務者　高橋　美穂
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８２号
神奈川県藤沢市大鋸1019番地の２　サンヴェール藤沢103
債務者　西澤　真之
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９１号
横浜市港北区大倉山４丁目39番１－403号
債務者　田崎　勇二
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９２号
横浜市青葉区あざみ野２丁目７番地17　内野ハイツ201
債務者　村上亜紀子
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２７号
横浜市南区浦舟町２丁目23番地６　ストーク横浜医大前402号
債務者　大平　　洋
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３５号
神奈川県高座郡寒川町宮山2074番地１　ヴィラプロムナードⅢ101
債務者　長谷川惠太
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15－１号棟204号
債務者　大友　洋一
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４３号
横浜市港南区下永谷５丁目１番５－204号
債務者　中村　辰美
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９７号
横浜市金沢区富岡東５丁目12番13号　ハイツ大胡２－２
債務者　ブレビンズ　ジョン　デビッド（ＢＬＥＶＩＮＳ　ＪＯＨＮ　ＤＡＶＩＤ）
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６９号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目７番10号
債務者　木村　幸子
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部